

信州公衆衛生学会規定

平成19年9月1日改定
平成21年8月29日改定
平成27年8月22日改定

(名称)

第1条 この学会は信州公衆衛生学会（以下「学会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この学会は事務局を長野県松本市旭3丁目1-1におく。

(目的)

第3条 この学会は、公衆衛生学の進歩発展と会員相互の研鑽を図り、もって長野県及びわが国公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(会員)

第4条 会員の種別は次のとおりとする。

- 1 普通会員 この学会の趣旨に賛同し、別に定める会費を納めるもの
- 2 名誉会員 この学会に特に功労のあった者で、学会総会の決議をもって推薦した者
- 3 顧問会員 この学会の運営に功労のある者で、学会総会の決議をもって推薦した者

第5条 普通会員になろうとする者は、会員の紹介による入会申込書に当該年度の会費を添えて、提出しなければならない。

② 普通会員は、会費をその年度の6月末日までに納入しなければならない。ただし、入会の場合はこの限りではない。

第6条 会員は、学会総会で研究を発表し、かつ（ニュースレター）の無償配布をうけることができる。

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には会員の資格を失う。

- 1 本人より退会の申し出があったとき。
- 2 2年以上会費を滞納したとき。
- 3 死亡したとき。

(役員)

第8条 この学会に次の役員をおく。

- | | |
|------------------|------|
| 1 学会長（以下会長という） | 1名 |
| 2 副学会長（以下副会長という） | 3名以内 |
| 3 理事長 | 1名 |
| 4 副理事長 | 1名 |

- | | |
|------|-----|
| 5 理事 | 若干名 |
| 6 監事 | 2名 |

② 会長は任期中、理事とする。ただし理事の定数外とする。

第9条 会長は、理事会の推せんにより学会総会で選出する。

② 理事長は、理事の互選により選出する。

③ 副理事長は理事長の指名により理事会で承認する。

④ 理事は別に定める規定により選出する。

⑤ 監事は理事会の議決により理事長が委嘱する。

第10条 会長は学会総会を開催する。

② 副会長は、会長を補佐し会長事故のあるときは、あらかじめ指名された副会長がその職務を代理する。

③ 理事長は学会を代表して会務を掌理する。

④ 理事長および理事は理事会を組織し、会務の執行にあたる。

⑤ 理事長事故のあるときは、副理事長がその職務を代理する。

⑥ 理事は庶務、会計、ニュースレターの編集及びその他の会務を分掌する。

⑦ 理事は理事会を組織し、重要事項を審議する。

⑧ 監事は民法第59条の職務を行なう。

第11条 会長の任期は、前回総会終了の翌日から、今回の総会終了の日までとする。

② 理事長の任期は2カ年とする。

③ 理事及び監事の任期は2カ年とする。

④ 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

⑤ 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、尚その職務を行なう。

(理事会)

第12条 理事会は必要に応じ理事長がこれを招集する。

ただし、理事の3分の1以上が会議の目的事項を示して請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

② 理事会に議長をおき、理事長がこれにあたる。

第13条 理事会は理事現在数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。ただし、当該事業について書面をもって予め意思表示を行なった者は出席者とみなす。

② 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第14条 理事会は、本規定に定められたもののほか、次の事項を審議するものとする。

- 1 学会総会に付議する事項
- 2 学会総会より委任された事項
- 3 その他理事長が必要と認めた事項

第15条 理事会を傍聴しようとする会員は、その所属氏名を事前に通知しなければならない。役員会は傍聴者所属氏名を役員会記録に留めなければならない。

(学会総会)

第16条 学会総会は毎年1回会長が招集し、議長には会長があたり、次の議事及び行事を行う。

- 1 会務報告及び議案の審議
 - 2 公衆衛生及びこれに関連する研究および調査の発表
- ② 議案の審議は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第17条 会員以外の者は、学会の定める手続きを経て参加費を納入し会員になれば、学会総会に出席し、傍聴及び討議の際の発言をなすことができる。

(委員会等)

第18条 この学会に編集委員会をおく。

- ② 編集委員会に関する規定は、理事会の議決を経てこれを定める。

第19条 この学会に委員会をおくことができる。

- ② 委員会の設置、任務、運営等については世話人会の議決を経て定める。

第20条 この学会に分科会をおくことができる。

- ② 分科会の設置は、世話人会の議決を経て総会において決定する。

(学会賞)

第21条 この学会は、会員の業績を顕彰し、公衆衛生に関する研究を奨励するために学会賞をもうける。学会賞は、奨励賞、優秀論文賞とする。

- ② 奨励賞、優秀論文賞の選考は世話人会で行い、総会の承認を受けるものとする。

(会計)

第22条 学会及び学会総会の費用は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

- ② 会費は年2,000円とする。
- ③ 学会及び総会の予算は、総会の承認を受けなければならない。
- ④ 学会及び総会の決算は、総会の承認を受け、ニュースレターに掲載し報告しなければならない。

- ⑤ 学会及び総会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- ⑥ 名誉会員、顧問は、会費の納入を要しない。

- ⑦ 理事の会費は年5,000円とする。

(事務局)

第23条 学会に、学会事務局および学会総会事務局をおく。

- ② 学会事務局の規定は理事会の議決を経て定め、学会総会事務局の規定はそのつど学会長が定める。

(規定改正等)

第24条 本規定の変更は、総会の議を経て会員の書面審議により、回答者の3分の2以上の同意を得て決定される。

(付則)

第1条 この規則は平成17年7月22日から施行する。

第2条 設立準備委員の職にある者は、この規定により代表理事及び理事が選出されるまでの期間その任にあるものとする。

第3条 理事は、世話人が移行し、総会の承認を得て、その任に当たるものとする。

(平成27年8月22日)

信州公衆衛生雑誌（抄録）投稿規程

原稿の募集

1. 信州公衆衛生学会に発表される方は抄録の提出をお願いします。発表者（著者）は連名者を含め全員本学会会員に限ります。
プログラム作成の都合上、学会で口演発表はなく誌上発表のみの場合もあります。
2. 原稿は和文のみとします。本文・図表・文献を含めてA4用紙で2枚とし、マイクロソフト社のワードで作成し、e-mailもしくは磁気媒体（USB、CD-R）にて事務局へ提出してください。
3. カラーの図表は不可です。（印刷は白黒になります）
4. 原稿の採否は編集委員会で査読後決定し、必要により書き直しをお願いすることがあります。

執筆方法（別紙原稿例参照）

- 1 表題、著者名、所属機関名、要旨（250字程度）、キーワード（5語以内）、本文、文献の順として下さい。原稿は横書き、新かなづかいとし、算用数字、CGS単位系（m、cm、ml、dl、g、kg、秒、分、等）を使用して下さい。フォントはMS明朝体を使用しサイズは表題のみ12ポイント太字、他は全て10.5ポイント標準として下さい。

また本文以下は2段組みとして下さい。

- 2 本文は目的、方法、結果、考察、（謝辞）とし簡潔で平易な文章として下さい。
- 3 図表の数は枚数内に収まれば制限を設けませんが出来るだけ簡潔なものとして下さい。
- 4 文献は5個以内とし、引用した箇所の右肩に番号を付し引用順に記載して下さい。雑誌名は医学中央雑誌およびIndex Medicusに従った略記とし、

雑誌は、著者名：表題. 誌名, 巻：始項-終項, 発行年.

著書は、著者名：表題. 書名（編集者）, 始項-終項, 発行所, 発行年.

の順に記載して下さい。但し著者は最初の3名以内のみとし、それ以上のときは「他、et al」として下さい。

（例）

- 1) 久保田美穂, 柳沢茂, 佐々木隆一郎, 他：結核化学予防の服薬状況に関する一考察—結核集間感染事例の調査結果から—。日本公衛誌 50：605-612, 2003.
- 2) Sasaki R, Sakurai R, Aoki K, et al.: Cohort study on association of malignant neoplasms among the pulmonary tuberculosis patients in Nagoya TB Registry. J Epidemiol 2 (Supple) : 89-95, 1992.
- 3) 佐々木隆一郎：スクリーニング。疫学（日本疫学会）, pp.151-162, 南江堂, 1996.

倫理規程

疫学研究に関する倫理指針（平成14年6月17日、文部科学省・厚生労働省）、人体を対象とする場合はヘルシンキ宣言に基づいた科学のおよび倫理的規範、動物を対象とする場合は動物愛護の精神に基づくこと、が必要です。研究によっては所属施設の倫理委員会またはこれに準じたものの承認が必要となります。

長野県における健康格差に関する研究

その3：長野県内の健康格差に関する要因の検討

佐々木隆一郎（長野県飯田保健所）、古川善行（長野県厚生連下伊那厚生病院）

要旨：長野県は平成12年度の平均寿命が男78.9年（1位）、女85.2年（3位）と国内有数の長寿県である。長野県内は10の二次医療圏に分かれているが、医療圏によって全死因の標準化死亡比が異なっている。そこで長野県の健康長寿に関連する要因を検討する一環として、長野県内医療圏毎の全死因の標準化死亡比と各市町村で行われている健康診査から得られた資料とを用いて検討をおこなった。

その結果、全死因の標準化死亡比と喫煙との関連が示唆された。また、長野県内の医療圏による喫煙率の差には、民間禁煙ボランティア団体の活動が寄与している可能性がうかがえた。

キーワード：標準化死亡比、健康長寿、健康診査、喫煙率、民間禁煙ボランティア団体

A. 目的

長野県内の健康格差を及ぼす要因について長野県内の10の二次医療圏別の特徴について検討し、長野県における健康長寿の要因を探る手がかりを得ることを目的とする。

B. 方法

①死亡状況の検討

長野県内の二次医療圏別の死亡状況の検討には、人口動態統計資料に示された平成5-9年度と平成10-14年度の標準化死亡比を用いた。

②健康要因の検討

平成11年度に長野県内の120市町村が行った健康診査（健診）の受診者について、平成12年度に長野県が調査を行った資料がまとめられている。この資料には182,877人についての結果が二次医療圏毎にまとめられている。この資料に含まれている情報は、健康診査時に得られた、性、年齢階級別の、高血圧、ヘモグロビンA_{1c}、総コレステロール、HDLコレステロール、肥満状況、喫煙、及び飲酒の状況等である。

③検討方法

今回の検討にあたっては、二次医療圏による受診者の年齢構成の差を調整する目的で、長野県全体の年齢別の率を基礎に、全県を1とした調整異常比を計算した。また、各二次医療圏と全県の値の統計学的有意性の検討には95%信頼区間を用いた。

なお、今回検討に用いた資料は、公表された資料であり、倫理面での問題はないと考える。

C. 結果

① 医療圏別標準化死亡比の特徴

表1に医療圏別の全死因による標準化死亡比を示した。

表1. 医療圏別全死因の標準化死亡比

医療圏	標準化死亡比（対県比）	
	平成5-9	平成10-14
佐久 男	90.2 (1.02)	89.8 (1.00)
	91.9 (0.98)	94.1 (0.99)
上田 男	89.7 (1.01)	88.5 (0.98)
	94.4 (1.00)	94.4 (1.00)
諏訪 男	86.7 (0.98)	87.3 (0.97)
	92.2 (0.98)	96.0 (1.01)
伊那 男	88.1 (0.99)	89.3 (0.99)
	93.7 (1.00)	96.0 (1.01)
飯田 男	84.3 (0.95)	89.1 (0.99)
	89.9 (0.96)	92.1 (0.97)
木曾 男	95.7 (1.08)	98.2 (1.09)
	90.2 (0.96)	90.8 (0.96)
松本 男	88.0 (0.99)	91.0 (1.01)
	96.6 (1.03)	95.2 (1.01)
大町 男	96.3 (1.08)	93.8 (1.04)
	99.2 (1.05)	96.1 (1.02)
長野 男	88.2 (0.99)	88.6 (0.99)
	95.4 (1.01)	93.9 (0.99)
北信 男	95.7 (1.07)	97.0 (1.08)
	94.5 (1.00)	98.3 (1.04)

（資料：人口動態保健所・市町村別統計）

今回検討した標準化死亡比をみると、平成5-9年度と平成10-14年度の二つの期間ともに、二次医療圏別の全死因の標準化死亡比は、全て100未満であった。括弧内に全県の標準化死亡比を1と

信州公衆衛生雑誌投稿規程

1) 投稿資格 本会会員に限る。共著の場合は全員が会員であることを必要とする。

2) 投稿原稿の種類 以下の通りとする。

総説	研究・調査論文の総括および解説
論説	公衆衛生活動、政策、動向など
原著	独創的な研究論文及び科学的な観察
短報	独創的な研究の短報または手法の改良・提起に関する論文
公衆衛生活動報告	公衆衛生活動に関する実践報告
症例報告	公衆衛生上有用な症例報告
資料	公衆衛生上有用な資料
会員の声	掲載論文に対する意見、海外事情、関連学術集会の報告など

3) 論文の内容 原著は他誌に未発表のもので、なるべく簡潔、平易な記述が望ましい。

4) 投稿原稿の執筆要領

- 原稿の形式は、表紙、抄録（800字以内、総説・論説には不要）、本文、文献、表、図の説明、図の順序とする。原稿には、著者の判断により200語以内の英文抄録をつけることができる。英文抄録の構成は和文抄録に準じ、専門家によるチェックを受けること。
- 用紙は、A4判を用いる。マイクロソフト社のWordを用いて、横書き1行25字×32行=800字を1枚とする。原稿作成時、行番号を各ページの左側につける。
- 表紙の記載順序は、投稿原稿の種類、和文題名、著者名、所属名、住所、欧文題名、著者名ローマ字、所属欧文名、住所欧文名、内容別索引作成に必要なKey words（5個以内とし、欧文名と日本語名とを記入する）、20字以内のランニング・タイトル、本文総枚数、図、表の枚数、別刷希望部数とする。編集部への希望事項は別紙に記入して添付する。
- 本文の項目分けは、次のようにする。I……、A……、I……、a……、(1)……。
- 書体と用語は、明瞭な字体で、口語体、ひらがな文で書き、なるべく日本医学用語委員会制定の用語を用い、十分推敲した原稿とする。句読点、括弧を正確につけ、1字分としてあける。欧文で記載される原語は欧文タイプで記入する。薬品名は一般名を使用する。動物、植物、細菌などの学名は2命名法によってイタリック体で記載する。一般に略語として意味が通じるもの以外は、略語の使用は極力避ける。止むを得ず略語を用いる場合には、最初に必ずフルスペルを記載すること。
- 度量衡の単位は、原則としてC.G.S.単位を用い、符号のあとには点をつけずに、次の例に準ずる。
例 m mm μ m nm l ml μ l kg g mg μ g mg/dl ppm $^{\circ}$ C Bq Gy sec min hr
- 図・表は、刷り上がり1頁以内におさまるようにする。原寸大で印刷できるように写真等を組み合わせてセットされたものが望ましい。文字や印は縮小、拡大を考慮してレタリング等で直接原図に入れる。挿入個所は原稿の欄外に図1、表1のように記載する。図表の中の文字、説明は欧文でもよいが、長文の場合は欧文校閲の必要性が生ずるので和訳を付すこと。顕微鏡写真の場合にはその倍率の記載に注意すること。原寸大で準備されていない場合は縦横の対比に注意し縮小された場合にもよく判読しうるように作製されていること。
- 引用文献は、引用した箇所の右肩に番号を付し引用順に記載する。引用雑誌の略称は、欧文雑誌については“INDEX MEDICUS”に、和文雑誌については、医学中央雑誌に従った略記とする。

雑誌は 著者名：表題. 誌名 巻：始頁—終頁. 発行年.

著書は 著者名：表題. 書名（編集者）. 始頁—終頁. 発行所. 発行年.

の順に記載する。但し著者は最初の3名以内のみとし、それ以上のときは「他、et al」とする。

(例)

- 1) 久保田美穂, 柳沢茂, 佐々木隆一郎, 他: 結核化学予防の服薬状況に関する一考察—結核集団感染事例の調査結果から—, 日本公衛誌 50: 605-612, 2003.
- 2) Sasaki R, Sakurai R, Aoki K, et al.: Cohort study on association of malignant neoplasms among the pulmonary tuberculosis patients in Nagoya TB Registry. J Epidemiol 2 (Supple): 89-95, 1992.
- 3) 佐々木隆一郎: スクリーニング. 疫学 (日本疫学会), pp.151-162, 南江堂, 1996.
- i) 倫理規程 疫学研究に関する倫理指針 (平成 14 年 6 月 17 日、文部科学省・厚生労働省)、人体を対象とする場合はヘルシンキ宣言に基づいた科学のおよび倫理的規範、動物を対象とする場合は動物愛護の精神に基づくことが必要である。研究によっては所属施設の倫理委員会またはこれに準じたものの承認が必要となる。
- j) 利益相反 本学会の医学研究の利益相反 (Conflict of Interest: COI) に関する指針に基づき、本文の最後に下記の例にしたがい記載すること。
「本研究は〇〇の資金提供を受けた。」
「〇〇の検討にあたっては、〇〇から測定装置の提供を受けた。」
「利益相反なし。」
- 5) 原稿の採否 投稿原稿の採否と掲載順序の指定は、編集委員会において決定する。論文は 2 名以上の編集委員 (必要に応じて編集部が適当と認めた者を含める) によって査読され、論文内容の加除訂正を求めることがある。
- 6) 校正 校正は初校のみ著者が責任をもって行う。校正に際して原文の変更あるいは追加を認めない。
- 7) 別刷 投稿の際、原稿の表紙に必要な部数を申し込む。費用は、依頼原稿を除いて全額投稿者負担とする。
- 8) 掲載料 すべて無料とする。
- 9) 原稿の送り先 松本市旭 3-1-1、(〒390-8621) 信州大学医学部 衛生学公衆衛生学教室内 信州公衆衛生学会事務局 s_kouei@shinshu-u.ac.jp にメールにて送付する。メールが使えない場合は持参または郵送とし、原稿にコピー 2 部を添付する。

平成 28 年 7 月 12 日改定

信州公衆衛生学雑誌掲載著作物に関する著作権規程

本誌に掲載された論文等の著作権、複製権および公衆送信権 (送信可能化権を含む) に係わる権利等は、信州公衆衛生学会に帰属いたします。

信州公衆衛生雑誌 論文投稿前のチェック表

この表にチェックを付け、原稿に添えて投稿して下さい (Word ファイルか PDF ファイルのどちらでも可)

- 原稿の構成が、表紙、抄録、本文、文献、表、図の説明、図の順となっているか
- 表紙に、和文の題名、著者名、所属名、住所、欧文の題名、ローマ字の著者名、所属欧文名、住所欧文名、キーワード (日本語名と欧文名)、ランニングタイトル、本文総枚数、図表の枚数、別刷り希望部数を記載したか
- キーワードは 5 個以内か、ランニングタイトルは 20 文字以内か
- 抄録は 800 字以内か
- 本文にページを入れたか、行間は double space か
- 文献の引用の仕方は正しいか (投稿規程に沿っているか)
- 図表の構成 (大きさ、文字の解像度、挿入箇所の明示等) は投稿規程に沿っているか
- ヒトを対象とした研究の場合、本文中に研究倫理審査を受けた事を記載したか
研究倫理審査を必要としない場合は、以下にその理由を付すこと
()
- 研究遂行や論文作成に関わる全ての助成、経済的支援等について謝辞に記載したか
- 本文の最後に利益相反の有無について明示したか
- 信州公衆衛生雑誌に記載された論文等の著作権、複製権および公衆送信権に係る権利等は、信州公衆衛生学会に帰属する事について同意したか
- コピーを 2 部添付したか (郵送の場合)